

〈研究報告〉

大学生の体罰・セクハラに対する意識調査

大澤 安貴子 信州大学教育学部非常勤講師
土井 進 信州大学教育学部教育科学講座

キーワード：体罰，セクハラ，学校教育法，子どもの権利条約，教師養成教育

1. はじめに

最近の学校教育をめぐる問題の一つに、教員による体罰・セクハラ問題がある。この問題は、ともに子どもの人権に関わる問題であり、教員と児童・生徒という立場の違いに立脚して発生するだけに、子どもにとっては逃れようもないことであるばかりか、被害者となった子どもの、その後の人生にも深く影響を与えかねない重大な問題である。

我が国での教員の体罰を禁止した歴史は古く、明治12年(1879)明治政府は教育令第46条を発令し、「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰（殴ル又ハ縛ル類）ヲ加フヘカラス」（内山他, 1989, p. 434）と禁止した。昭和22年から現行の学校教育法第11条には、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と定めており、懲戒権を認めるが体罰は禁止している。我が国の教育においては、明治以降133年間に亘り教員の体罰を禁止してきたのである。

文部科学省は、この問題が露見する度に県市町村の教育委員会に対し、厳しい指導と対応をとるよう通告してきた。教育委員会の中には、保護者や子どもへの相談窓口を開設し、即時性を持って対応に努めることや、教員に対する研修用手引書¹⁾を発刊し、どこまでが懲戒で、何が体罰やセクハラに当たるかといった具体的事例の提示から研修を促す動きもある。しかし依然として、様々な対策が講じられているにも関わらず、問題は跡を絶たない。それでは問題が根絶できない原因は、どこにあるのだろうか。また、関連して教員養成を使命とする大学が行う教育においても、この問題に対応するべく新たな観点を盛り込む必要性が有るのだろうか。

そこで、S大学教育学部1年生（男子学生84名、女子学生106名、合計190名）に体罰・セクハラに関する経験や意識を問うアンケート調査を試みた。本稿では、その調査結果を踏まえ教育現場での体罰・セクハラ問題が根絶されない原因について分析し、さらに教員養成大学の担う今後の教育課題について検討しようとするものである。

2. 学生の体罰経験

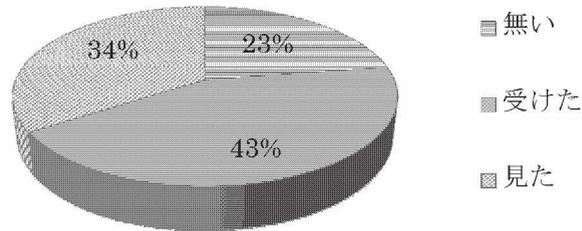


図1 学生の体罰経験（190名）

調査は、体罰・セクハラを経験や意識を問う質問に対する回答を、紙面に記述するという形式で行った。例えば、「体罰やセクハラを受けたことがある」と回答した学生には、その具体的な内容と受けた場所、それに対する自分の考えや感想を自由に記述してもらった。

図1は、小・中・高の学校教育の中で教員からの暴力及び体罰（肉体的・精神的苦痛を強いるような指導及び学習権を著しく剥奪されるような指導を含む）を受けた経験を表している。これによれば、「体罰経験及び目撃経験も無い」と回答した学生は23%に留まり、実際に「何らかの体罰を直接受けてきた」とする学生は43%、「目撃しただけ」とする学生は34%であった。

図2と図3は、男子学生と女子学生の経験の差を比較したものである。二つの図では、男子学生と女子学生とで比較した場合、「全く無い」と回答した学生は、24%と22%で顕著な差は見られない。一方、「体罰を受けた」とする学生は、男子の方が11%多いのに対し、目撃経験となると女子の方が13%多いという結果を得た。

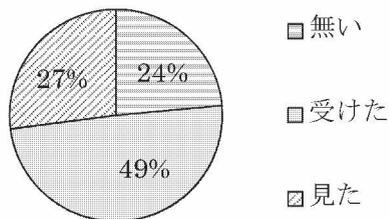


図2 男子学生(84名)

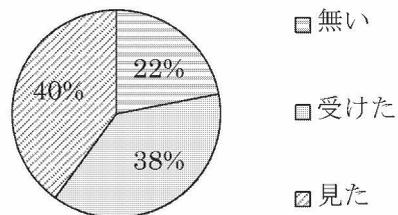


図3 女子学生(106名)

さらに、「どの段階の教育で体罰を受けたか」、又は「目撃したか」についての回答を示したものが、図4と図5である。図4の体罰を受けたとする場所では、小学校が最も多く、次いで中学校、そして高等学校という順である。図5の目撃された体罰の場所となると中学校が最も多く、次いで小学校、高等学校という順だが、いずれにせよ体罰は、義務教育の中でも高校教育の中でも発生していたのである。記

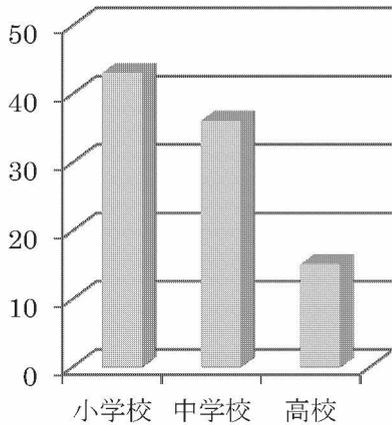


図4 体罰を受けた場所

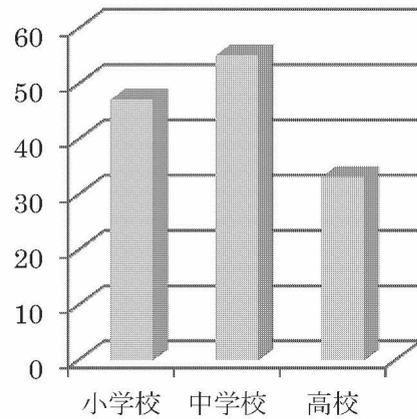


図5 目撃した場所

述べられた内容から高等学校での体罰は、進学指導や部活指導の場面で多く発生していたことがわかった。

図6は、実際に学生が受けた体罰の、具体的な内容と件数を男女別に棒グラフで表したものである。男子学生では、①手や何かで殴る・叩く・足で蹴るものが最も多く、②胸倉をつかむ、③大声で怒鳴る・暴言を浴びせる、の順である。女子学生では、①大声で怒鳴る・暴言を浴びせる、②殴る・叩く・蹴る、③教室外に立たせる・座らせる、という順である。男子学生と女子学生では、件数の差で圧倒的に男子学生の方が多く、被害を多く受けていると考えられる。

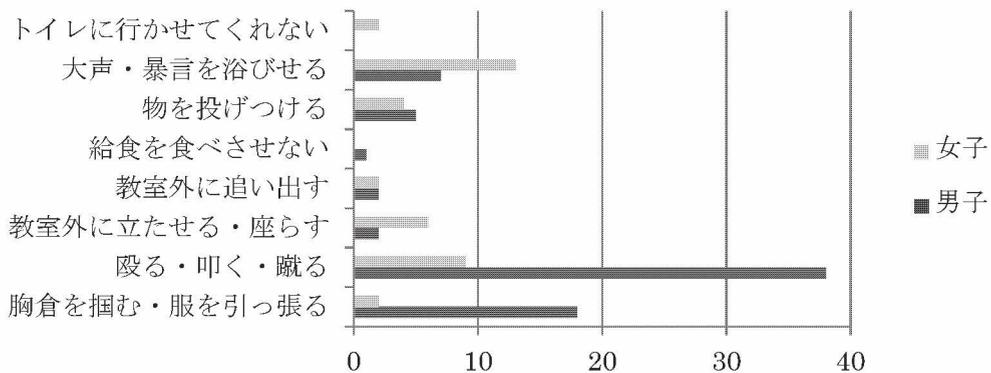


図6 受けた体罰の具体的な事

図7は、学生が目撃した体罰の具体的な内容と件数を、同じく棒グラフで表したものである。目撃された体罰の具体的な内容は、図6とほぼ同じである。ここで体罰かどうかの判断で迷うのは、「大声で怒鳴る・暴言を浴びせる」という行為だが、直接的な有形力の行使では無いにせよ、子どもの人格を否定し精神的な苦痛や

恐怖を与えたという点では、体罰に匹敵するという判断を優先した。「物を投げつける」には、白墨や教科書、部活で使用するボール（バレーボール）や音楽の指揮棒が挙げられている。また、件数としては少数だが、「トイレに行かせない」を回答した学生は、トイレに行かせてもらえない女子（小5）が、「とうとう漏らしてしまい、片付けろと言われ泣いていた」と、当時を振り返り記述している。

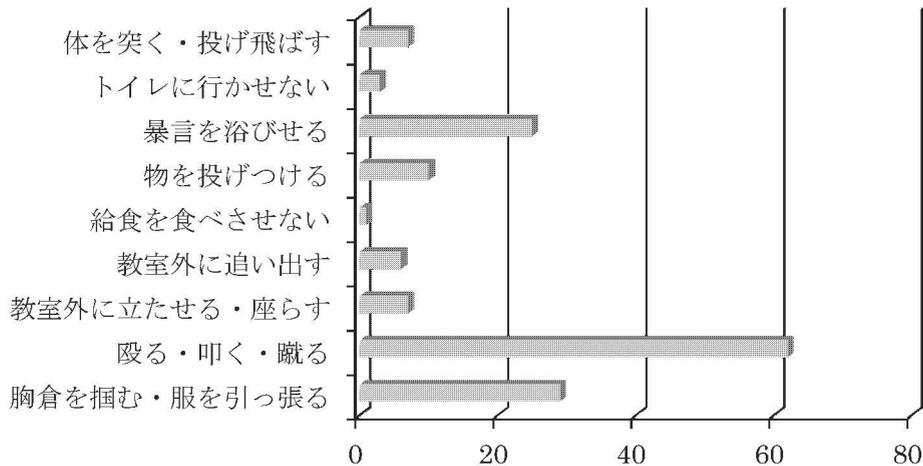


図7 目撃した体罰の具体的な事柄

3. 体罰に対する学生の意識調査の結果と考察

3.1 体罰に対する学生の意識

体罰に対する学生の意識をまとめたのが、図8である。調査を実施した当時の学生は、4月の入学当初から約2か月間、人権・同和教育について学び、学校教育での体罰が子どもへの人権侵害であることを学習した直後であったが、「体罰は絶対しない」、又は「体罰は許されない」とする学生が58%と、体罰を全面否定した学生は6割弱である。ところが、「教師に従えない子どもを制するためには、ある程度の体罰は必要だ」とする学生が39%も占めた。「ある程度必要だ」とする回答を出した学生のなかには、「かつての担任が、悪いことをした自分を指導してくれたから今の自分があるのだ」として、「暴力も指導である」と捉えている学生や、「暴力がむしろ教員の熱意の表れだ」と、より肯定的に捉えている学生もいた。

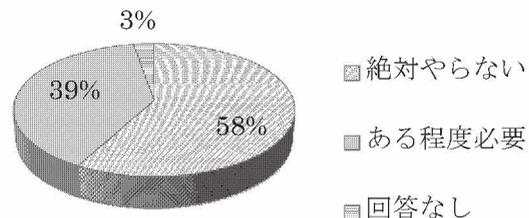


図8 体罰への意識(190名)

3.2 男女差による意識の違い

体罰に対する「否定」、「肯定」というそれぞれの考えには、男性、女性という性差が影響しているのだろうか。それを分析するために示したのが、図9と図10である。図9は、男子学生(84名)の体罰に関する意識を示し、図10は女子学生(106名)の意識を示している。

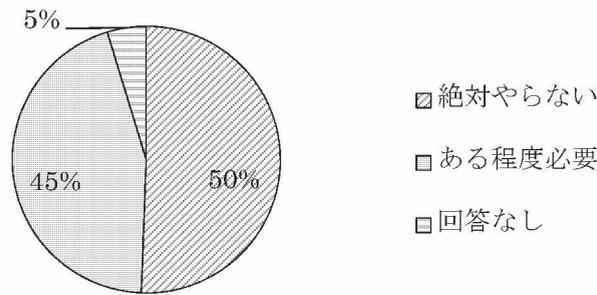


図9 男子学生(84名)

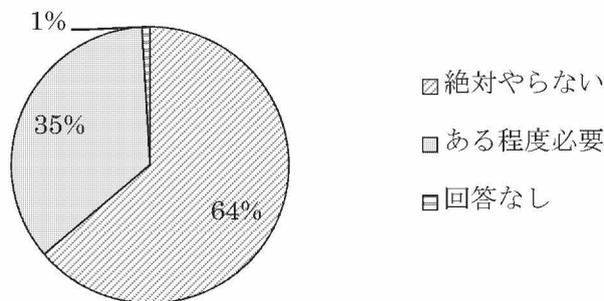


図10 女子学生 (106名)

体罰を否定する男女差については、男子学生では50%、女子学生では64%と、女子学生の方が14%多く否定している。一方、体罰を肯定し、「ある程度必要だ」とする学生となると、男子学生では45%、女子学生では35%と、男子学生の方が10%上回るという結果である。体罰に対する意識では、女子学生よりも男子学生の方が肯定する傾向があるといえそうだが、それには原因があるのだろうか。

3.3 経験による意識の違い

実際に体罰を受けたことと、体罰が行われている状況を目撃したことの経験の違いから、意識の差は生じたのだろうか。こうした疑問を解くために、体罰を受けた学生(82名)と、目撃しただけの学生(65名)とに分類し、それぞれの意識の違いについて表したものが、図11と図12である。

図11では、実際に体罰を受けた学生が体罰を否定する割合は57%だが、反対に肯定する学生も40%を占めた。図12の体罰を目撃しただけの学生では、否定する学生は63%、肯定する学生は35%であった。これらの数値からでは、直接的な経験と間

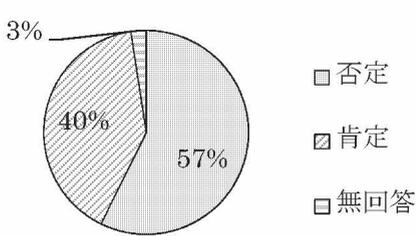


図11 経験した学生 (82名)

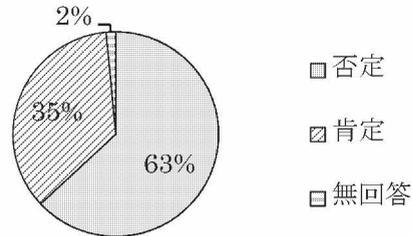


図12 目撃した学生 (65名)

接的な経験の違いによる意識の差が認められるとは言えない。しかしながら、体罰を経験した学生の考えを記述したものの中には、経験後に体罰の有効性を学習するのではないかと考えられるものがあった。数名の男子学生は、「体罰と思ったことは一度もない。叱ってもらって強くなれたのだからこんな事は当たり前だ」、「部活では、ある程度の体罰が必要だ。殴られたり蹴られたりしたことはあるが、体罰だと思っていない」等の記述をしている。「体罰を受けたことを全く問題視していない」とするものから、「これくらいの事まで体罰とされたら、先生は何もできない」「先生からねちねち説教されるくらいなら、一発ぶん殴ってくれた方がいい」と体罰をする教員を強く肯定するものまであった。また、体罰をした教員から都合よく教育された学生もいる。「中学での部活は、本当につらかった。叱られるばかりで体力的にも精神的にも弱っていた。叱られる時は苦しみを乗り越えて成長しろと教えられ、必死に耐え百パーセント自分が悪いと思っていた。体罰は先生の愛情と教えこまれていたので、その思いを捨てきれない自分も怖い」、「殴ってくれる先生が好きだし、怒らないと生徒に気持ちが伝わらない」等、体罰=愛情²⁾だとするすり替えが行われていたことが窺える記述である。

さらに、体罰を受けた学生 (82名) と受けていない学生 (43名) に分類し、体罰に関する男女の意識について表したものが、図13と図14である。図13の体罰を受けていない学生の男子学生 (20名) と女子学生 (23名) の意識では、やや男子学生の肯定意識が高いものの、ほぼ同一であるのに対し、図14の体罰を受けた男子学生 (42名) と女子学生 (40名) では、意識の差は僅かだが認められた。図14では、70%の女子学生が体罰を否定しているのに対し、男子学生は45%と、体罰を受けていない男子学生の50%よりも5%低い。また体罰を肯定する学生の割合は、女子学生が30%であるのに対し、男子学生は、50%も体罰を肯定しており、しかも体罰を受けていない男子学生の45%を5%上回るという結果であった。

すなわち体罰を受けた学生では、女子学生は体罰を否定する傾向が強いが、男子学生では、反対に肯定する傾向があることが認められた。これは、暴力を受けた場合の男女の感覚の違いも無視できないが、体罰を受けた恐怖や人間として否定され

た感覚よりも、「部活メンバーの結束感が増す」とか、「試合に勝利するために必要だ」等の、結果重視の考えに立っていると推察する。

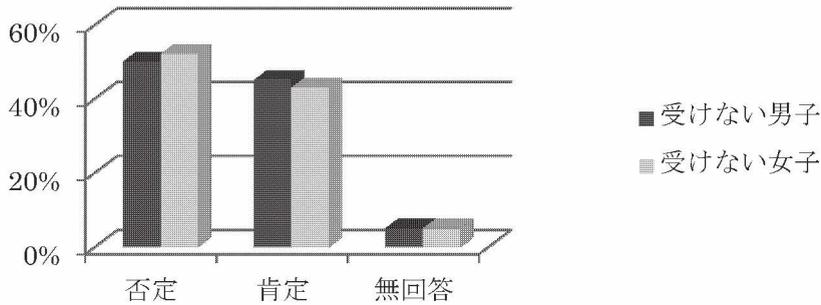


図 13 体罰を受けていない男子学生と女子学生の意識

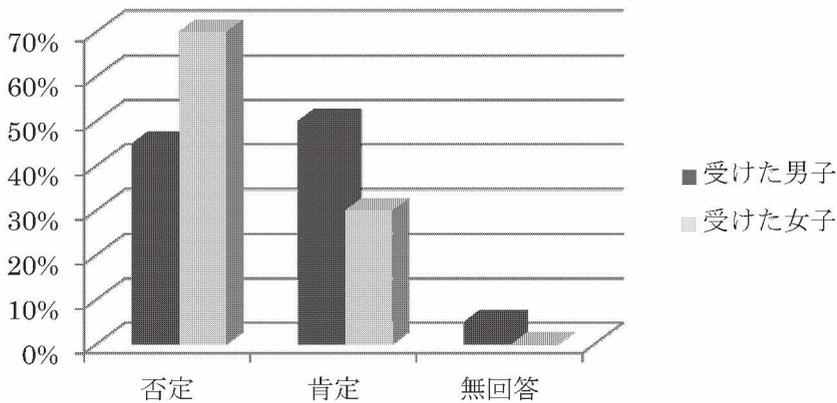


図 14 体罰を受けた男子学生と女子学生の意識

4. 女子学生のセクハラ経験

学校におけるセクハラ問題は、一方的に被害者の人権を奪う卑劣な行為であるにもかかわらず、最近も事件が多発している。図 15 は、S大教育学部 1 年生の女子学生（106 名）を対象とする調査結果であるが、セクハラ行為は、教育現場に確実に存在していたことを示している。被害者となった女子学生とセクハラ行為を目撃した学生は、「中学校と高等学校での経験だ」と回答した。被害の一例を見ると、「高校の先生に手をつながれた。恐ろしくて誰にも話せなかった。受験勉強を教えてもらわないといけないう、言えなかった。今は立場利用して醜いことをされた思いでいる」、「受験で落ち込んでいる時、誰もいない部屋で抱きしめられた。その時はわからなかったが、今は嫌で泣きたくなる」等、教育を受ける側の利害と引き換えに

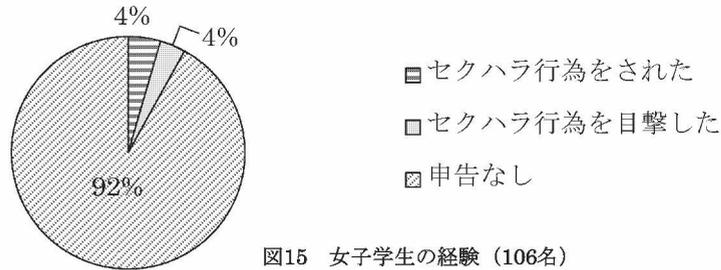


図15 女子学生の経験 (106名)

被害を受けたと思われる記述があった。この他にも、直接的な身体接触は行わないまでも「保健の授業中に卑猥な質問をされた」、生徒個人の携帯電話に「変な内容のメールやハートマークを過剰に送信された」等の被害も挙げられている。

この結果から、問題として公に報じられ処分に至るものは、ごく一部であり、実際には、数々の事実が発覚することもなく、被害者の記憶に留められたままになっていることがわかった。今回の調査は、こうした事実を含め、教員が犯した行動が被害者の人生を、今なお深く傷つけていることを明らかにしている。

5. 結論と今後の課題

以上、大学生への意識調査から問題の分析を様々な角度から試み、体罰・セクハラ問題が解決されない原因についての考察と、それに基づく教員養成大学が担う今後の課題について検討した結果、次の三つを提示したい。

第一に、教員の子どもの人権侵害に対する認識の甘さと、体罰の禁止及び懲戒の範囲と限界についての認識不足が指摘される。セクハラ問題については、加害者の非は明確で教員側に反論の余地は無いが、体罰問題については、法的判断が時代と共に変化してきていることに注目しなければならない。特に、わが国が「子どもの権利条約」に批准(1994年)・施行後は、施行後に発生した体罰事件の判例からも、子どもの人権尊重を第一としており、坂東・羽成が示すように「許される体罰はない」(坂東・羽成, 2010, p.91)との判断が、現在では主流である。こうした法的判断の変化に未だ自身の意識を切り替えられない教員が、存在している³⁾のではないだろうか。それは、学生の記述からも明らかであるが、体罰を子どもへの愛情だと思い込み、教育者としての指導方法を人権という見地から顧みることができない教員の存在が、依然として体罰問題が解決されないことの一因である。

第二に、体罰問題は、子どもの人権を侵害し、子どもの人生を深く傷つける人権問題である。体罰が横行する部活で暴力の恐怖に怯えていた学生や、「大学生となった今でも担任の怒鳴り声が耳から消えない」と言う学生もいる。しかしその一方で、「体罰=愛情である」と学んだ学生が生産されていたことも事実である。特に男子学生では、信頼する教員からの体罰を受けた場合、肯定する傾向が強くなると

思われる。根絶が進まない教育現場では、一部に体罰を肯定する子どもを生産してしまうことも予想されることから、更に新たな体罰問題を生む可能性も懸念される。

第三に、調査結果に基づく教員養成大学が担う今後の教育課題は、人権的見地に立つ子ども理解を深める教育を推進することである。ひとりひとりの子どもを理解できない教員が、指導に行き詰まり体罰を生み易いことも事実である。調査からも子どもを制する手段として、体罰の有効性を主張する学生の占める割合は、39%とかなり高いものであった。こうした学生の歪曲した認識を正すことは、容易なことではない。それだけに子どもの人権尊重への正しい理解と、それを堅持する教育者としての深い哲学性と人間性の有り方は、きわめて重要な教育課題であるといえる。

注

- 1) 平成 16 年 6 月長野県教育委員会教育長より「緊急メッセージ」が寄せられたのを受け、高等学校における部活指導・研修会議が行われ、翌 17 年 1 月には冊子『学校経営と運動部活動』を県下学校長に配布した。さらに 24 年 4 月長野県高等学校体育連盟は『運動部活動の顧問として』を発刊し、この中で体罰・セクハラ防止のための知識と具体的な事例に対する回答を記載している。また香川県教育委員会は、平成 20 年 3 月の文科省初等中等教育局通知「信頼される教師を目指して」(19 年 2 月)を受け、体罰・セクハラ防止の研修用資料を作成している。
- 2) 昭和 56 年 4 月 1 日東京高判は、女性教師が体育館で生徒の体力診断テストの際、測定係だった生徒(中 2・男子)が無駄口をきいたのを咎め、拳などで数回叩いた。被害生徒は、8 日後に脳内出血で死亡した事件について「本来、口頭による叱責が適切であり力の行使は望ましくないが、口頭によると同一視できるほどの行使も許されないとすれば、教育をいたずらに硬直化し、血の通わない形式的なものにしてしまう」としたうえ、「本件の行為は、比較的軽微で教師としての正当な行為」と認定し無罪を言い渡した。これが、「愛のムチ」事件として広く知られた。
- 3) 長野県では、平成 23 年 12 月山口利幸教育長から教職員に「体罰の根絶に向けて」という文書を配布したが、24 年も依然教員の不祥事は続いている。

文献

内山喜久雄他, 1989, 『教育相談辞典』, 金子書房
坂東司郎・羽成守, 2010, 『学校生活の法律相談』, 学陽書房

(2012年10月24日 受付)
(2013年2月21日 受理)